

聴覚障害者情報文化センターの指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会（川崎市中原区上小田中6-22-5）
(2) 指定期間	平成18年4月1日～平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者養成研修事業 ・要約筆記者養成研修事業 ・手話通訳者派遣事業 ・要約筆記者派遣事業 ・字幕(手話)入りビデオカセット製作貸出業務 ・情報機器の貸出業務 ・文化・学習・レクリエーション活動等支援事業 ・施設等の維持管理に関する業務

2 検証結果

項目	検証
<p>1 最適な公共サービスの手法の選択</p> <p>(1) 最適な公共サービス提供主体の選択</p> <p>① 法制度上の必要性</p> <p>② サービスの制度趣旨や社会状況</p> <p>③ サービスの質を担保する仕組みの存在</p>	<p>① 手話通訳者や要約筆記者派遣のコミュニケーション支援事業や、その手話通訳者や要約筆記者の養成事業は、障害者自立支援法に規定されている地域生活支援事業であることから、行政が主体となって行うよう法的に規定されている。</p> <p>② 聴覚障害者の情報保障として手話通訳者及び要約筆記者の派遣制度があり、その通訳者や要約筆記者を養成するための事業として、手話通訳者養成事業及び要約筆記者養成事業が存在する。また、聴覚障害者の情報保障・文化的な保障として、字幕(手話)入りビデオカセット製作貸出業務が存在する。近年、手話通訳者及び要約筆記者の登録者数が全国的に減少しており、聴覚障害者の情報が保障されていない面がある。</p> <p>これらの事業においては、聴覚障害者の情報保障という観点から、行政の責任において実施するよう求められているが、専門性の高い内容となっていることから、民間に委託し、行政の間接的な関与によって実施している。</p> <p>③ 健康福祉局聴覚障害者情報文化センター管理運営調整委員会設置要綱に基づき、指定管理者の選定及び指定管理者が行った管理運営業務の適切な評価を実施している。また、基本協定書では、市は指定管理者に管理運営業務の内容について報告をさせ、又は指示することができるのと定めるとともに、指定管理者が条例等に違反したとき、または、管理運営業務を履行しないときは、指定の取消し又は期間を定めて管理運営業務の全部または一部を停止することが出来ると定めている。</p>
<p>(2) 効率的な運営手法の検討</p> <p>① 市民満足度の高いサービス提供</p> <p>② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保</p> <p>③ 効率的、効果的な運用の確保</p>	<p>① 平成19年度から難聴者相談員や要約筆記者コーディネータを設置し、難聴者の不安や課題等に対応するための人員の配置を行ったり、ろう高齢者のニーズに対応するためのミニディサービスを実施するなど聴覚障害者の様々なニーズに対応するためのサービスの提供に努めている。</p> <p>② ろう者協会や中途失聴者・難聴者協会などの当事者団体や、手話通訳者団体などの関係団体と協力・連携しながら、様々な研修や検討委員会を開催し、施設運営の継続性、安定性、公平性の確保に努めている。</p> <p>③ 当事者団体や関係団体等を構成メンバーとする「センター運営委員会」を開催し、効果的な運営方法について定期的な検証を行っている。</p>
<p>2 サービス向上等</p> <p>(1) 安定性</p> <p>(2) 公平性</p> <p>(3) 専門性</p> <p>(4) 創意工夫</p>	<p>(1) 手話通訳者や要約筆記者の派遣依頼が増加している中、また、手話通訳者及び要約筆記者の登録者数が減少している中、安定的に手話通訳者及び要約筆記者の派遣に努めている。</p> <p>【手話通訳者派遣件数】 18年度2,338件、19年度2,237件、20年度2,394件、21年度2,597件</p> <p>【要約筆記者派遣件数】 18年度343件、19年度322件、20年度354件、21年度358件</p> <p>(2) 当事者団体や関係団体等を構成メンバーとする「センター運営委員会」を開催し、同センターの運営について定期的に検証を行っており、公平性は担保されている。</p> <p>(3) 経験豊富な専門性の高い職員によって業務展開されてきたことから、サービスの質は担保されている。また、手話通訳者や要約筆記者に対する各種研修を行い、質の高い専門的なサービスの提供に努めている。</p> <p>(4) ろう高齢者向けのミニディサービスや中途失聴者向けの補聴器講座等、創意工夫を凝らしながら、様々な聴覚障害者のニーズに応えるよう努めている。</p>
<p>3 コスト検証 算定方法</p>	<p>収支均衡しており、過去4年間を通して、事業収入(受託料)は固定しており、人件費、事務費、事業費もほぼ平坦であり大きな変化はない。過去4年間の累計経常活動収支差額は329万円の黒字となっており、事業活動収入の1.0%と低水準である。</p> <p>なお、積極的に事業展開していることや、障害者自立支援法の地域生活支援事業であるコミュニケーション支援事業「手話通訳者派遣事業」や「要約筆記者派遣事業」の依頼件数が年々増加しているため、指定管理料の枠内では納まらなくなることが今後予想される。次期の指定管理料の算定においては、その点を考慮する必要がある。</p>
<p>4 施設の安全性 大規模修繕の必要性</p>	<p>現状では、大規模修繕の必要性はない。</p>
<p>5 総括 成果</p>	<p>導入以前から積極的に事業展開してきたため、組織改編を行い利用者の実態にあったサービスを展開したこと以外、指定管理者制度導入による大きな成果はない。手話通訳者の派遣等行政で実施すべき事業があることから民間譲渡ではなく、引き続き指定管理者制度を継続すべきと考える。</p>